

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 6 月 27 日 (金) 第 629 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿登録の基準日 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日
(選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第22条第3項の規定により, 令和7年7月20日執行予定の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について, 被登録資格の決定の基準となる日を同月2日 (ただし, 年齢については同月20日) と定めた。

令和7年6月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第144条の2第5項の規定により, 令和7年7月20日執行予定の参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月3日からと定めた。

令和7年6月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成